

## 固定資産税関係証明書及び縦覧・閲覧の申請方法（郵送の場合）

<b>① 申請書</b>	<p>必要事項を記入した「固定資産税関係証明交付申請書・固定資産税縦覧・閲覧申請書」を同封してください。                  交付申請書のダウンロードが難しい場合、便せんなどで代用してください。                  交付申請書に記入する内容は、申請される方や証明書が必要な方の住所・名前・生年月日・連絡先電話番号・必要な証明書の内容・使用目的などです。                  代理の方が申請する場合は、交付申請書のほかに委任状も必要です。</p>
<b>② 手数料</b>	<p>手数料は郵便局の郵便小為替を同封してください。                  必要な手数料分の郵便小為替を郵便局で購入してください。                  （受領証は証明書が届くまで大切に保管してください。）</p>
<b>③ 本人確認</b>	<p>本人確認書類として、申請される方の顔写真入りの本人証明書などのコピーを同封してください。                  例) 運転免許証、個人番号カード(通知カードは不可)、身体障害者手帳、パスポートなど                  ※顔写真入りの本人証明書がない場合には、住民基本台帳カード、健康保険証、社員証、学生証、年金手帳(証書)などのコピーを複数(2種類以上)同封してください。                  ※健康保険証のコピーを添付する場合には記号・番号、保険者番号にマスキング(黒く塗りつぶす等の処理)を施してください。</p>
<b>④ 返信用封筒</b>	<p>封筒を2通用意してください。                  1通目は返信用封筒になりますので返信先の住所と宛名を記入し切手を貼ってください。                  ※速達での受取を希望される場合や複数の証明書となる場合、重量や封筒の大きさを考慮し、相当分の切手を貼ってください。</p>
<b>⑤ 送信用封筒</b>	<p>2通目は三次市役所宛での封筒を用意してください。                  封筒には次の宛先を記入し切手を貼ってください。                  (速達の場合は、相当分の切手を貼ってください。)                  宛先【〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市役所課税課資産税係宛】</p>
<b>⑥</b>	<p>⑤の封筒に次の4点を同封して郵送してください。                  【①交付申請書(便せんなどでも可) ②郵便小為替(手数料分) ③本人確認書類 ④返信用封筒】</p>
<b>※</b>	<p>必要な証明書の種類については、事前に証明書の提出先に確認をお願いします。                  相続人が取得される場合は被相続人との相続関係が分かる戸籍抄本の写し等が必要です。                  郵送申請の場合、提出先の提出期限と郵送でのやり取りにかかる日数などを考慮し、余裕を持って申請してください。                  プライバシーの侵害につながるような不当な申請には応じられません。                  その他ご不明な点がございましたら、三次市役所課税課資産税係にお問い合わせください。</p>



①交付申請書(委任状も) ②郵便小為替 (便せんなどでも可) (手数料分) ③本人確認書類 ④返信用封筒 ⑤市役所宛て封筒 ⑥(①～④)の4点を同封

問い合わせ先： 広島県三次市役所課税課資産税係 (資産税係直通電話 0824-62-6124)

Eメールアドレス: kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp